

剰余金の配当に関する基準日設定公告

2019年8月9日

株主および登録株式質権者各位

東京都豊島区東池袋一丁目12番5号
さくら少額短期保険株式会社
代表取締役 清水 芳彦

当社は、2019年8月25日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、剰余金の配当の支払いを受けることができる権利者と定めましたので、公告いたします。

以上